

第1 計画策定にあたっての考え方

食品安全条例は、第7条において「知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画を定めるものとする。」と定め、食品安全推進計画の具体的な内容として、①食品の安全の確保に関する施策の方向、②その他、食品の安全の確保に関する重要事項を定めることとしている。

また、平成15年度に食品安全条例の考え方について諮問された東京都食品衛生調査会の答申では、「食品安全推進計画は、食品の生産から消費に至る各段階での都の対策について、総合的な体系と中期的な計画を都民に示す必要がある。」とされている。

以上のことから、本計画は、都の食品の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、その策定にあたっては、食品の生産から消費に至るすべての段階における都の施策について、次に掲げる事項を、都民にわかりやすく、理解しやすい形で示すべきであると考えます。

- 都の施策の全体像を体系的に示す。
法に基づく施策、都独自の施策、食品安全条例をはじめとし、消費生活条例など関係諸条例に基づく施策などを含め、都の施策の全体像を示す。
- 施策の中期的な方向を示す。
都が目指す目標を明らかにし、施策の中期的な方向性を具体的に示す。
- 重点的に取り組むべき事項を示す。
様々な施策の中で、特に重点的・優先的に取り組むべき事項を示す。

1 計画策定にあたっての視点

近年、BSEの発生、輸入農産物から基準を超える残留農薬の検出など食品の安全を脅かす問題や、食品偽装表示など食品の安心を揺るがす事件が相次いで発生し、消費者の食品に対する不安・不信が高まっている。

こうした一連の事件の背景として、わが国の食品安全行政には、消費者保護の視点が不足していたこと、関係省庁の連携が不十分であったこと、リスクを最小限とするシステムが欠如していたこと、消費者への正確な情報提供と透明性の確保が不十分であったことなどが指摘されている。

こうした指摘を受け、「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなる「リスク分析」の考え方の導入が提唱され、国においてはリスク評価を担う「食品安全委員会」の設置を定めた「食品安全基本法」の制定、食品衛生法をはじめ関係法令の改正を行うなど、リスク分析に基づく取組が進められている。

一方、都においては、平成2年に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針」を策定し、全国に先駆けて食品の生産から消費に至る対策を体系化し、総合的な施策の推進を図ってきた。さらに、本年3月には、都・都民・事業者の責務、役割を明らかとし、施策をより一層総合的かつ計画的に推進するとともに、地域特性を踏まえた国制度を補完する安全対策を進めるため「食品安全条例」を制定した。

また、都には、消費生活に関し、消費者の権利の確立を目的とした「消費生活条例」などの諸条例があり、法制度を踏まえたうえで、こうした諸条例が相互に補完し合いながら、食品の安全確保を進めている。

こうした国による法整備の状況、都の独自の対策を踏まえ、本計画の策定にあたっては、次のような視点からの検討が必要であると考えます。

(1) 食に対する信頼を高めるための施策の充実

都民の健康を守るためには、自治体レベルでの施策の強化・充実を進めるとともに、都民の食品に対する不安・不信を解消し、都民に身近な行政機関

として食品の安全に関する正確かつ迅速な情報提供や、都民・事業者など関係者との情報・意見の交換など、都民の信頼を得られる施策の充実が必要である。

(2) 東京の地域特性に応じた施策の展開

東京は、わが国最大の食品の消費地であるとともに、食品流通の拠点となっており、東京における食の危機は、全国の危機につながっていく可能性がある。一方、流通する食品とともに、東京には様々な情報が集積され、情報の発信地としての役割も果たしており、いち早くリスク情報をキャッチすることが可能である。こうした都の地域特性を踏まえた施策の展開が必要である。

(3) 多様な課題に対応する効果的な施策の推進

科学技術の発展、国際化の進展などにより、多様化する食品の安全に係る課題に的確に対応するためには、効果的な施策の実施が必要である。また、施策をより効果的に実施するためには、その進捗状況を把握し、定期的に見直すことが必要である。

2 計画で明らかにすべき事項

これまで示した考え方を踏まえ、本計画は、次の事項について明らかにするとともに、都民に分かりやすい内容となるよう配慮していくことが必要であると考えられる。

(1) 食品の安全確保に係る現状と課題

食品の安全を確保するうえで、現状を分析し、課題を整理することは不可欠である。このため、本計画においては、まず大消費地である東京の地域特性を踏まえ、都が食品の安全確保対策を進める上での課題について明らかにする必要がある。

(2) 施策の総合的な体系

整理された課題の解決に向けて、生産から消費に至る各段階で都が取り組んでいる施策の総合的な体系を、都民に明らかにすることが必要である。

施策の総合的な体系は、今後の都の食品安全行政の方向性と具体的な施策との結びつきを都民に分かりやすく示すために、食品安全条例に定める①事業者責任を基礎とする安全確保、②未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保、③都・都民・事業者の相互理解と協力に基づく安全確保という3つの基本理念を踏まえたものとする必要がある。

(3) 重点的・優先的に取組むべき事項

食品の安全確保を図る施策の多くは、継続的にねばり強く行うべきものであるが、現状の課題に迅速・的確に対応するため、重点的・優先的に取組むべき施策もある。

こうした重点的・優先的に取組むべき施策については、より具体的な計画を策定し、計画期間中に実施する事業を都民や事業者に明らかにすることにより、関係者の協力を得ながら、より効果的な推進を図る必要がある。

(4) 計画の検証

都民や事業者の意見を反映し、相互理解の下に施策の効果的な実施を図っていくためには、施策の進捗状況や効果の検証に係る手続きを明記する必要がある。

3 計画の期間

本計画は、施策の中期的な方向性を具体的に示すものであることから、計画の期間は5年間とすべきであると考えます。